二　登録を受けようとする者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類
イ　住民票の写し
ロ　履歴書
三　通訳案内研修が法別表の上欄に掲げる科目（以下「登録研修科目」という。）について、それぞれ同表の下欄に掲げる講師（以下「登録研修講師」という。）により行われることを証する書類
四　登録研修講師の氏名、担当科目及び専任又は兼任の別を記載した書類
五　登録を受けようとする者が法第三十六条各号のいずれにも該当しないことを証する書類

（登録研修機関登録簿の記載事項）

第二十七条　法第三十七条第二項第四号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　研修業務を行う事務所の名称
二　研修業務の開始日

（研修業務の実施基準）

第二十八条　法第三十九条の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。
一　通訳案内を行うことを業とする者に対して、通訳案内研修を行うこと。
二　通訳案内研修を毎年一回以上行うこと。
三　登録研修科目の研修時間等の研修の内容及び研修の方法が、それぞれ観光庁長官が告示で定める基準に適合するものであること。
四　観光庁長官が告示で定める基準に適合する教材（以下「登録研修教材」という。）を使用するものであること。
五　登録研修講師は通訳案内研修の内容に関する受講者の質問に対し、通訳案内研修中に適切に応答すること。
六　観光庁長官が告示で定めるところにより通訳案内研修の修了試験（以下「修了試験」という。）を行い、当該試験に合格した者に対して、通訳案内研修の修了証明書（以下「修了証明書」という。）を交付すること。
七　通訳案内研修を実施する日時、場所その他通訳案内研修の実施に関し必要な事項及び当該研修が通訳案内研修である旨を公示すること。

（登録事項の変更の届出）

第二十九条　登録研修機関は、法第四十条の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を観光庁長官に提出しなければならない。
一　変更しようとする事項
二　変更しようとする日
三　変更の理由

（研修業務規程の記載事項）

第三十条　法第四十一条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　研修業務を行う時間及び休日に関する事項
二　研修業務を行う事務所に関する事項
三　通訳案内研修の日程及び公示方法に関する事項
四　通訳案内研修の受講の申請に関する事項

（新設）

（新設）

（新設）